

社会医療法人祐生会 受託実習生受入れ規程

《目的》

第1条 この規程は、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする、公立または私立学校および養成所（以下、養成機関等という。）の学生、生徒等に係る病院実習を、当該学生生徒等を受託実習生（以下「実習生」という。）として社会医療法人祐生会（以下、「当法人」という）に受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

《受入申請》

第2条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を当法人病院に委託しようとするときは、実習開始の90日前までに別記様式①の委託申請書により当該病院長（以下「病院長」という。）へ申請するものとする。但し、養成機関等における所定用紙が別記様式①に充当する場合は、代用を可とする。申請後変更がある場合も手続きは同様とする。併せて実習生分の傷害保険の写しも提出する。すべての書類の提出先は本部総務課とする。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院の業務に支障のない限り、当該養成機関等の学生、生徒等を実習生として受け入れることを別記様式①もしくは養育機関等における所定用紙への押印をもって、許可することができる。

3 本部総務課は、許可押印後の書面を、受入れ部署の所属長（以下、所属長という。）と養成機関等に送付する。

4 所属長は、本部総務課より配布された当該養成機関等より提出された書類（委託申請書、傷害保険の写し等）をもとに、養成機関等と詳細を調整する。詳細とは、PCR検査やワクチン接種証明書等、所属長が別に定める事項を指す。

5 養成機関等の長は、許可押印後の書面到着後、すみやかに所属長に連絡をし、詳細を調整する。

6 前項の提出書類の傷害保険の写しに関しては、各養成機関等の定める保険とし、当法人としては指定をしない。

《実習中》

第3条 実習受入先の所属長は、実習中の実習生の病院実習に対して管理監督を行うこととする。

2 病院実習中におけるトラブル等が生じた際には、所属長が責任を持ち養成機関等へ連絡を行い、病院長、本部総務課、その他関係部署へ遅滞なく報告を行わなければならない。

《終了申請》

第4条 実習終了後、養成機関等は、別記様式②実習終了報告書をもって本部総務課へ遅滞なく終了した旨を報告しなければならない。

2 本部総務課は、養成機関等から送付される別記様式②実習終了報告書をもって、遅滞なく所属長と本部経理課へ終了した旨を報告しなければならない。

3 本部経理課は、別記様式②実習終了報告書をもとに養成機関等へ宛て請求書を発行しなければならない。

4 養成機関等は、請求書記載の納入期限までに納入するものとする。

《実習期間》

第5条 実習期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

2 前項の実習期間とは、実習を開始する日の属する月から実習を終了する日の属する月までの月数とする。

《実習費用》

第6条 第2条第2項の規定により許可を受けた養成機関等の長は、実習に要する経費(以下「実習料」という。)を実習生1人につき許可された実習期間において実習を受ける日数に応じて納入しなければならない。

2 実習料の額は、養成機関等の定めるところによるものとする。ただし、特別な事由ある場合は、別途相談とする。

3 既納の実習料は、特別な事由があると認めた場合を除き、返還しない。

《実習生の権利と義務》

第7条 実習生は適切な指導と環境を提供され、実習内容に従って学習できる権利を有する。

第8条 実習生は、当法人の病院での規定やルールを遵守し、病院長の指示に基づき実習を行わなければならない。

2 実習生は、実習中に知り得た個人情報について、病院長の許可なく複製および外部への持出その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

《実習の停止》

第9条 実習生が前条の規定に違反し、または実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該実習生の実習を停止させ、または第2条第2項の受入れの許可を取り消すことができる。

《損害賠償》

第10条 実習生の実習を委託した養成機関等の長は、当該実習生の故意または過失により生じた施設および設備等の損傷については、法令等の定めるところによりその責を負うものとする。

《災害補償》

第11条 養成機関等の長は、受託実習生の通学中を含む実習期間中に発生した災害についてその責を負うものとする。

《実習中の保険》

第12条 養成機関等の長は、実習生の実習中の事故等に備えて傷害保険等に参加するものとする。

2 傷害保険に関しては、各養成機関等の定める保険とし、当法人としては指定をしない。

《協議》

第13条 この規程に定めるもののほか、実習生に関して必要な事項は、必要に応じて養成機関等と協議し、病院長が別に定める。

《規程の改廃》

第14条 この規程の改廃は、本部会議の議を経て、理事長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備または業務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院
病院長 新井 基弘 殿

養成機関等名 _____ 印

養成機関等の長 _____ 印

委 託 申 請 書

貴病院において、病院実習を下記の通り行わせたいため、申請いたします。

記

	希望部署名	氏名 (フリガナ)	実習内容	実習期間
①		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
②		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
③		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
④		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
⑤		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
⑥		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
⑦		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
⑧		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
⑨		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
⑩		()		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

以上

単価 ￥ _____ (1日1人あたり)

にて実施させていただきます。

院長承認印

本部総務課 課長 宛

養成機関等名： _____

担当者名： _____ 印

実習終了報告書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に申請しました養成機関 _____ の実
習内容 _____ の受入れの申請に関して、下記の通り、実習を終了
いたしましたので、ご報告いたします。

	氏名（フリガナ）	実習期間	実習日数	単価	総額
①	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
②	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
③	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
④	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
⑤	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
⑥	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
⑦	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
⑧	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
⑨	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		
⑩	（ ）	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	日間		

総計 ￥ _____

===== 以下 総務課使用欄 =====

総務課課長	総務課担当者	経理課	人事課
日付： /	日付： /	日付： /	日付： /